

みらい会派行政視察報告書

文責：広報担当 下村 秀樹

□期間 令和5年9月27日(水)～29日(金)

□テーマまたは場所

1. 9月27日(水) ボートレース平和島

2. 9月28日(木)

ア. 学校統合

イ. コミュニティスクール

ウ. 学校部活動・地域クラブ活動

エ. 国会見学

□参加者

木本 暢一 林 真一郎 戸澤 昭夫 田中 義一

香川 昌則 安岡 克昌 板谷 正 東城 しのぶ

村中 良多 林 昂史 山野 陽生 下村 秀樹

□内容

1. 9月27日(水) ボートレース平和島

(1) 詳細別紙

(2) 特記事項

- ・所在地は東京都大田区であるが、施行者は東京都府中市である。
- ・マスコットキャラクターはクジラの「P☆STAR (ピースター)」である。

2. 9月28日(木)

ア. 学校統合

(1) 詳細別紙

(2) 特記事項

- ・児童生徒の教育環境の視点と地域コミュニティの核の視点がある。
- ・統廃合することも、小規模校として存続させることも、設置者である自治体の判断。
- ・複数の小学校を統合して低学年部分を分校として存続させることもできる。
- ・「中高一貫」は、特色ある教育のため、であることが

多い。

イ. コミュニティスクール

(1) 詳細別紙

(2) 特記事項

- ・ 保護者や地域住民等は、学校運営の当事者として、学校と対等な立場で、学校運営に関わることができる。

ウ. 学校部活動・地域クラブ活動

(1) 詳細別紙

(2) 特記事項

- ・ 令和5年度～令和7年度の3年間は改革推進期間。

エ. 国会見学

以上

ボートレース平和島概要(令和5年度)

(令和5年4月1日現在)

1) ボートレース場の状況等

名称	ボートレース平和島
所在地	東京都大田区平和島一丁目1番1号
初開催日	昭和29年 6月 5日(東京都) <small>差込部知事</small> 昭和30年 9月 2日(東京都中止) 昭和30年 9月20日(府中市)
施行者	府中市 ----- 開催基本180日 場外発売30日以内
施設会社	京急開発株式会社
競走会	一般財団法人日本モーターボート競走会

合算69回/回
R15 (分=半端)出し
米軍補給の02部/回
運河
海水 - 11セ、JIS
マスコットモーターボート
ピロ-28? (くりす)

2) 収容人員 計 18,792人

11,700人 30% / 2,700人 / 12

種類	席数	備考
椅子席数(一般)	1,749席	
立見席数	16,427席	
指定席数	616席	特別観覧席 616席(うち車椅子用 4席)

3) 駐車場 計 1,358台

種類	府中市	京急開発
立体駐車場	955台(5階6層)	332台(7階)
正門前駐車場	71台	

4) 交通手段

無料バス	JR京浜東北線	大森駅東口から5分 開催日9:30~15:00運行
	京浜急行線	平和島駅から3分 開催日9:40~15:00運行
車	首都高速 1号羽田線	(東京方面から) 鈴ヶ森から 5分 (横浜方面から) 平和島口から 3分

5) 発売払戻窓口数 計210窓(うち自動194窓)

	種類	窓口数	台数		種類	窓口数	台数
	自動機	発売	100窓		100台	有人機	発売
発払		91窓	91台	発払	11窓		11台
払戻		3窓	3台	相互払	3窓		4台

6) 映像装置

モニター	700台	(府中市 160台、施設会社 540台)
対岸大型映像	1台	JESCO TMC(株)LED素子(砲弾型)915インチ (平成27年12月3日 リニューアル)
LED映像装置	1台	JESCO CNS(株)LED素子 H2. 4m×W20. 0m (平成29年4月25日 新設)

7) 発売開始・締切時刻

開催日	4月、9月～10月12日、2月14日～3月	5月～8月	11月～12月	10月16～21日、1月
発売開始	10時50分	11時55分	10時50分	10時50分
最終締切時刻	16時35分	17時35分	16時07分	16時15分

8) 従事員数

種類	人数	備考
窓口	22名	
投票席務	4名	
合計	26名	(男性1名、女性25名)

4人 2.2 札の (K→) → 市 110 (8)

9) 売上金の推移

(単位:円、%、人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
売上金額	61,868,137,200	63,414,310,100	79,279,142,400	81,712,065,400	84,178,116,100
1日平均	332,624,394	340,937,151	440,439,680	453,955,919	467,656,201
前年比較	—	102.5	125.0	103.1	103.0
利用者数	13,674,440	13,935,962	13,588,276	15,632,608	16,689,879
1日平均	73,518	74,924	75,490	86,847	92,721
前年比較	—	101.9	97.5	115.0	106.8
1人当たり購買額	4,524	4,550	5,834	5,227	5,043
前年比較	—	100.6	128.2	89.6	96.5
入場料収入	36,733,200	32,710,000	22,780,900	24,785,700	28,921,300
開催日数	186	186	180	180	180
S G ・ G I	QC・周年・関東地区選	クラシック・BBC・周年	グランプリ・周年	ダービー・周年	クラシック・周年
摘要	おた水辺にぎわい競走6日	おた水辺にぎわい競走6日			

設営に2、H2 5分
沿道87分
R.S. 各2 2札

110札 37人 (760名)

ボートレース平和島劇場概要

(令和5年4月1日現在)

外場の外

1) 発売所の状況等

名 称	平和島外向発売所 ボートレース平和島劇場
所在地	東京都大田区平和島一丁目1番1号
開設日	平成22年1月31日
施行者	府中市
施設会社	京急開発株式会社
運営管理	同上
構 造	鉄骨 4階建

非対応の日
22年1-

2) 収容人員 計 1,823人 3F有料席 312席 4F特別有料席 45席

3) 発売払戻窓口数 計53窓 (うち自動46窓)

自動機	種類	窓口数	台数	有人機	種類	窓口数	台数
	発売	18窓	18台		発売	6窓	-
	発払	27窓	27台	発払		6台	
	払戻	1窓	1台	相互払	1窓	1台	

4) 1日最大発売場数 12場

5) 映像装置

種 類	台 数	備 考
ファン用モニター	206台	2台×70インチ、8台×55インチ、2台×52インチ、 20台×50インチ、52台×48インチ、14台×47インチ、 16台×46インチ、26台×43インチ、12台×42インチ、 5台×40インチ、13台×32インチ、36台×19インチ
有料席個別モニター	320台	2台×52インチ、2台×32インチ、316台×19インチ
大型映像	2台	300インチLED表示装置

6) 従事員数等

登録者数	37名
1日平均	18名

7) 売上金の推移

(単位:円、日)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	売上金額	発売日数	売上金額	発売日数	売上金額	発売日数
平和島	1,186,384,200	135	1,560,733,300	161	1,665,320,800	180
場 外	10,461,125,700	2,365	14,867,874,900	3,513	18,061,962,600	4,048
合計/延発売日数	11,647,509,900	2,500	16,428,608,200	3,674	19,727,283,400	4,228
1日平均/実開催日数	42,354,600	275	51,662,300	318	54,047,400	365

公立小・中学校を取り巻く状況

適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

- 児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという特質を踏まえると、学校については、一定の規模を確保することが望ましい。

※小規模の場合には、例えば、以下のような課題が生じる

- ・クラス替えができない、クラス内で男女の偏りが生じる、人間関係が固定化する
- ・多様な意見に触れることが難しくなる、スポーツ実技や合唱・合奏などが困難になる

- そのため、文部科学省では、小中学校の学校規模（学級数）の標準等を設定。

（学校教育法施行規則において、学校規模の標準は、小中学校ともに、**12学級以上18学級以下**）

- 学校規模の適正化の検討は、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきもの。

※学校には一定の規模が必要な一方で、統廃合の結果、極端に長距離の通学が求められることなども問題。

- また、学校は地域のコミュニティの核として、防災・保育・地域の交流の場等の機能を併せ持つ。地域の事情により、学校統廃合が困難な場合や小規模校として存続させることが必要な場合もある。

➡ 統廃合することも、小規模校として存続させることも、設置者である自治体が判断。

※小規模校として存続させる場合、メリットを最大化するとともに、デメリットを最小化するような工夫が必要。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会を設置した学校)

学校運営協議会
学校運営や学校運営に必要な支援に関する協働を行う
※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を提出する
- 協議会の経費に限り、教育委員会に承認

地域学校協働活動推進員

(総員) 10~15人程度
・地域住民
・保護者
・地域学校協働活動推進員 など



校長等

学校運営の
基本方針

学校運営・
教育活動

説明
承認

説明
意見

※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する
権限と責任は校長が有する

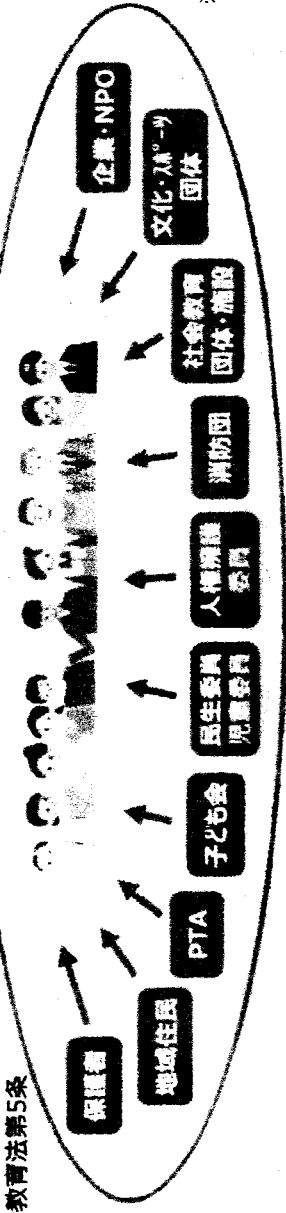


地域学校協働活動推進員 ※ 社会教育法第9条の7
地域と学校 (学校運営協議会) をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

情報共有

地域と学校が連携・協働して行う
学校内外における活動
※ 社会教育法第5条



教育・体験活動プログラム等の利用者と
提供者のマッチングを行うポータルサイト
(R5年度中に構築予定) の活用

- 地域住民等の参画を得て、
- ・放課後児童クラブ等の学童遊園・体験活動 (放課後子供教室など)
 - ・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの学校における活動
 - ・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など地域を活性化させる活動などを実施

※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した地域学校協働活動を推進する体制

総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
 - 令和4年度に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提議を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
 - 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IV は公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私立は実情に応じて取り組み合わせることが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教員の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な異動就業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に選んだプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困難家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
 - ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
 - ・ 市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組み合わせるなど、段階的な体制の整備を進める
- ※ 地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保

- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者の二一ス等に及んだ大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ・ ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施できるだけ教員が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数削減の精選、複数の活動を経験したい生徒等の二一スに対応した機会を設ける等）

岐阜県 (24市町)
岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、本巣市、北方町、大垣市、海津市、関ヶ原町、輪之内町、安八町、大野町、池田町、関市、美濃市、郡上市、坂祝町、川辺町、七家町、八百津町、白川町、中津川市、高山市、飛騨市

秋田県 (3市町)
羽後町、大館市、能代市

青森県 (2市町)
むつ市、三戸町

北海道 (18市町村)
由仁町、岩内町、余市町、安平町、厚真町、伊達市、登別市、厚沢部町、旭川市、麻植町、中川町、留萌市、初山別村、北見市、遠軽町、音更町、中札内村、足寄町

滋賀県 (8市町)
彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、米原市、竜王町、豊郷町、多賀町

福井県 (11市町)
福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、美浜町、若狭町

山形県 (23市町村)
山形市、上山市、山辺町、中山町、西川町、村山市、尾花沢市、新庄市、金山町、最上町、桂川村、米沢市、長井市、南陽市、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、鶴岡市、庄内町、三川町、酒田市

岩手県 (5市町村)
盛岡市、宮古市、大船渡市、西和賀町、九戸村

兵庫県 (11市町)
尼崎市、伊丹市、三田市、猪名川町、丹波篠山市、高砂市、稲美町、播磨町、加東市、多可町、姫路市

京都府 (3市町)
舞鶴市、福知山市、宇治市

富山県 (10市町)
高岡市、射水市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、上市町、朝日町、富山市

宮城県 (2市)
白石市、角田市

山口県 (7市)
下関市、山口市、萩市、防府市、光市、美祢市、周南市

大阪府 (5市)
豊中市、箕面市、守口市、大東市、岸和田市

石川県 (5市町)
小松市、かほく市、野々市市、志賀町、穴水町

宮城県 (2市)
白石市、角田市

徳島県 (1市)
徳島市

鳥取県 (1市)
鳥取市

和歌山県 (1町)
かつらぎ町

福島県 (4市町)
福島市、郡山市、会津若松市、南会津町、檜枝岐町、川俣町、川棚町、川俣町、川棚町、川俣町

佐賀県 (3市町)
佐賀市、多久市、基山町

福岡県 (3市町)
宇美町、宗像市、豊前市

熊本県 (12市町村)
水俣市、玉東町、和水町、南阿蘇村、長洲町、大津町、高森町、西原村、氷川町、湯前町、水上村、玉名市

神奈川県 (3市町)
藤沢市、大磯町、葉野市

